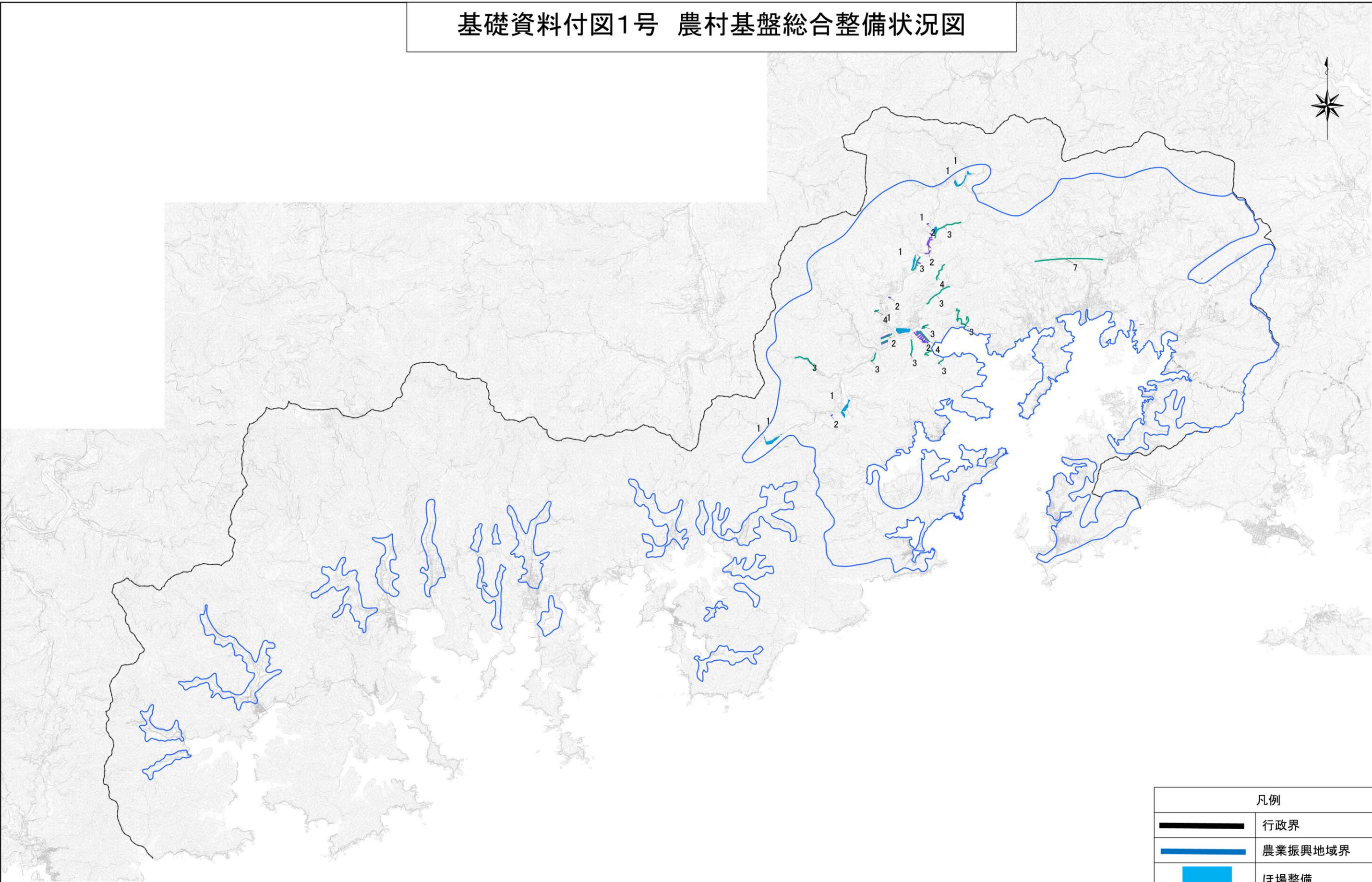


基礎資料付図1号 農村基盤総合整備状況図

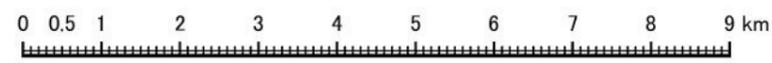
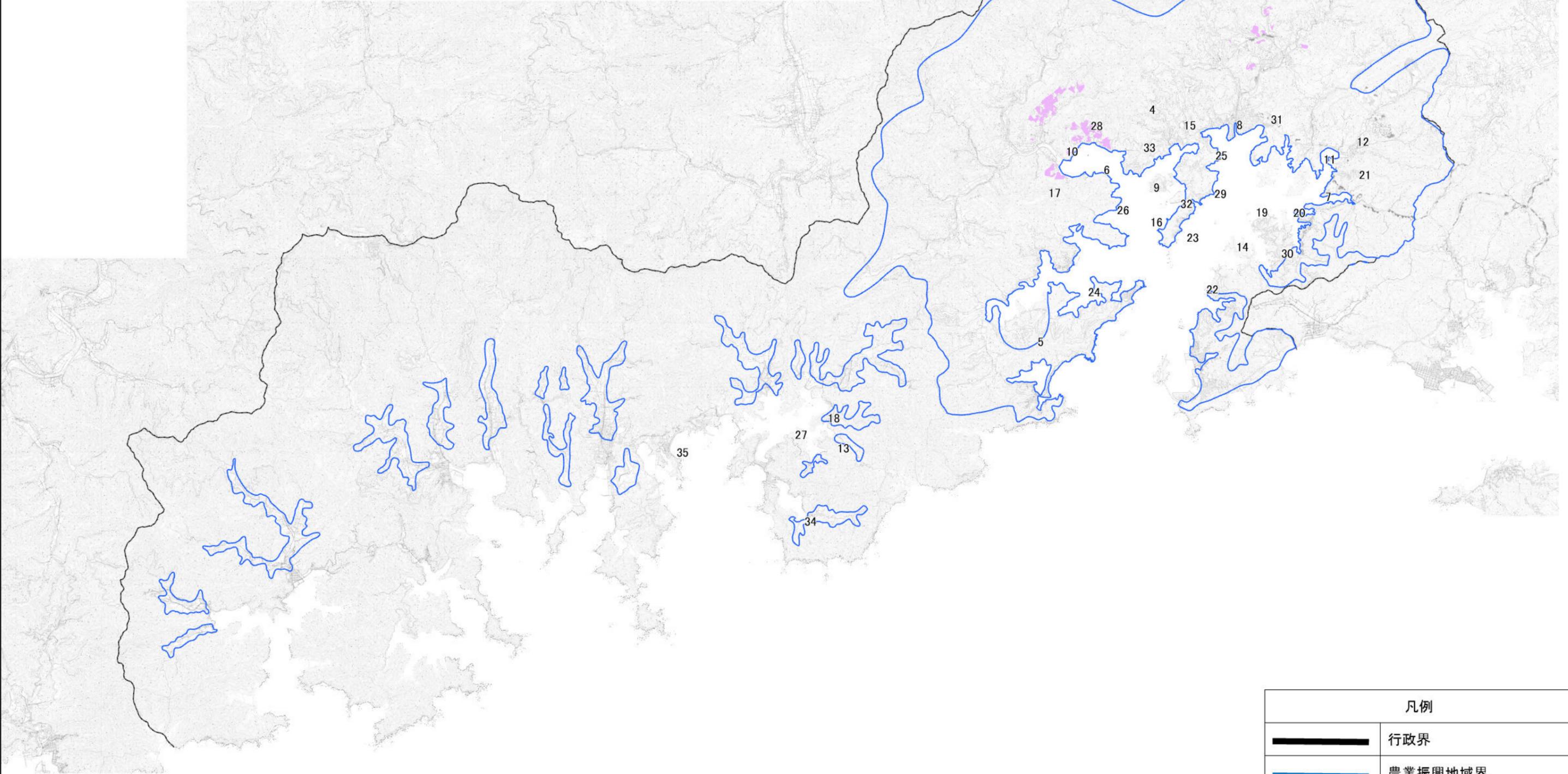


0 0.5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 km

1:90,000

| 凡例 | |
|---|---------|
|  | 行政界 |
|  | 農業振興地域界 |
|  | ほ場整備 |
|  | 農道整備事業 |
|  | 農業用排水整備 |
| 1 | 対図番号 |

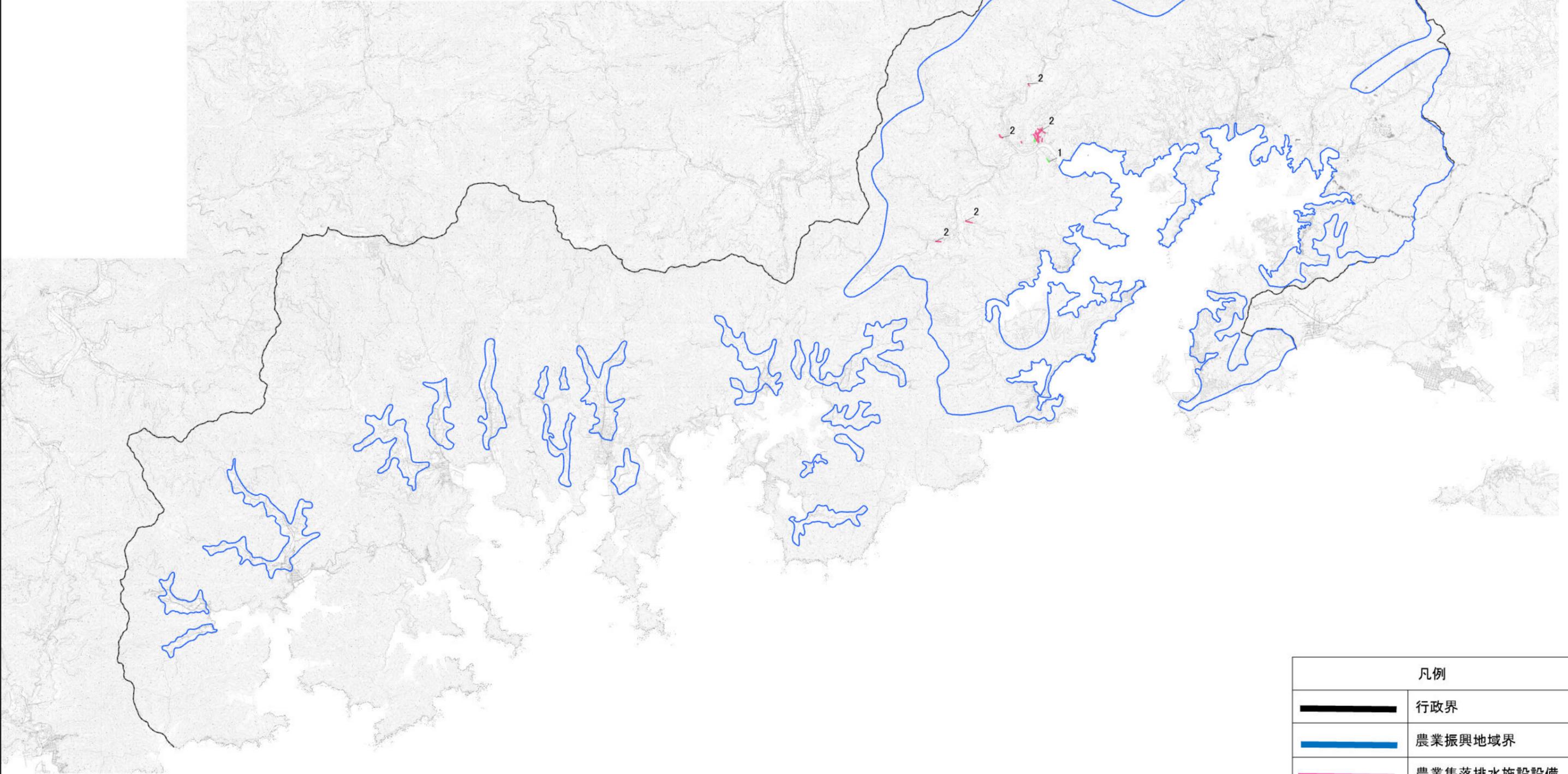
基礎資料付図2号 農用地等保全整備状況図



1:90,000

| 凡例 | |
|---|-------------------------------|
|  | 行政界 |
|  | 農業振興地域界 |
|  | 中山間地域等直接支払制度 (内瀬・切原地区) 第5期 |
| 1 | 対図番号 |

基礎資料付図5号 農村生活環境整備状況図



0 0.5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 km

1:90,000

| 凡例 | |
|---|------------|
|  | 行政界 |
|  | 農業振興地域界 |
|  | 農業集落排水施設設備 |
|  | 農業集落道整備 |
| 1 | 対図番号 |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 01-01 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 公衆用道路 |
|---|-------|------|-------|------------------|-----|------|-------|
| 除外面積 (㎡) | 11.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 01-02 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 公衆用道路 |
|---|-------|------|-------|------------------|-----|------|-------|
| 除外面積 (㎡) | 74.86 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 01-03 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 公衆用道路 |
|---|--------|------|-------|------------------|-----|------|-------|
| 除外面積 (㎡) | 581.59 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 01-04 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 公衆用道路 |
|---|----------|------|-------|------------------|-----|------|-------|
| 除外面積 (㎡) | 1,141.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-01 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 雑種地 |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 2,027.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-02 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 原野など |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|------|
| 除外面積 (㎡) | 3,088.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-03 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田 |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 2,217.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-04 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 畑など |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 2,357.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること(同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること(同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること(同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-05 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 畑など |
|---|-----------|------|----------|------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 11,899.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-06 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 畑など |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 3,548.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-07 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 原野など |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|------|
| 除外面積 (㎡) | 7,592.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること(同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること(同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること(同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-08 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田など |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 4,024.61 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-09 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 原野など |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|------|
| 除外面積 (㎡) | 7,999.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること(同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること(同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること(同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-10 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田など |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 4,456.83 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること(同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること(同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること(同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-11 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田など |
|---|-----------|------|----------|------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 23,748.49 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-12 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田など |
|---|-----------|------|----------|------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 12,137.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること(同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること(同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること(同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-13 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 0 |
|---|------------|------|----------|------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 145,788.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-14 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田 |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 6,161.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-15 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田 |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 6,812.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-16 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田 |
|---|--------|------|----------|------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 246.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること(同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること(同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること(同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-17 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 畑 |
|---|----------|------|----------|------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 1,001.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-01 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田など |
|--|-----------|------|----------|--------------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 10,031.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-02 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田 |
|--|----------|------|----------|--------------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 1,033.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-03 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田 |
|--|----------|------|----------|--------------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 2,263.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-04 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 畑など |
|--|--------|------|----------|--------------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 575.82 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となっており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-05 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 畑など |
|--|----------|------|----------|--------------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 3,612.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-06 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田など |
|--|----------|------|----------|-----------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 6,327.91 | | 除外理由 | _近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-07 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田など |
|--|-----------|------|----------|--------------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 10,635.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-08 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 山林など |
|--|----------|------|----------|--------------------------|-----|------|------|
| 除外面積 (㎡) | 6,276.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-09 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田など |
|--|----------|------|----------|--------------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 4,866.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-10 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田など |
|--|----------|------|----------|--------------------------|-----|------|-----|
| 除外面積 (㎡) | 1,525.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-11 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 畑 |
|--|----------|------|----------|--------------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 2,280.86 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-02-12 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 田 |
|--|----------|------|----------|--------------------------|-----|------|---|
| 除外面積 (㎡) | 1,750.00 | | 除外理由 | 法10条3項非該当_近代化困難地 (非農地判断) | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること (同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること (同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること (同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 03-01 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 宅地 |
|---|--------|------|-------|--------|-----|------|----|
| 除外面積 (㎡) | 587.00 | | 除外理由 | 錯誤 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること（同法第11条）。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること（同法第92条の2）。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること（同法第23条の2第8項）。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-4)

農用地区域からの除外にあたって調整が必要となる補助事業の整理表

| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 03-02 | 現況用途区分 | 農用地 | 現況地目 | 宅地 |
|---|--------|------|-------|--------|-----|------|----|
| 除外面積 (㎡) | 184.00 | | 除外理由 | 錯誤 | | | |
| 調製事項 | | | 調整状況等 | | | | |
| 農業の有する多面的機能の発展の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第6条第2項第4号に規定する、重点的に認定事業の実施を推進する区域内の農地にあつては、実施期間が満了していること(同法第11条)。 | | | 該当なし | | | | |
| 土地改良法第87条の3第1項の規定により、農地中間管理権を有することを条件とする土地改良事業の区域内にある農地にあつては、農地中間管理権の存続期間が満了していること(同法第92条の2)。 | | | 該当なし | | | | |
| 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用改善事業の実施区域内の農地であつて、農用地利用規程が定められている場合にあつては有効期間が満了していること(同法第23条の2第8項)。 | | | 該当なし | | | | |
| 中山間地域等直接支払交付金の対象地となつており、返還が必要となる除外案件ではないか。 | | | 該当なし | | | | |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金で設置した侵入防止柵がある地区にあつては、除外により投資過剰とならないか。 | | | 該当なし | | | | |
| | | | | | | | |

(別添1-5 参考様式)

農振法第10条第4項に該当したことによる農用地区域からの除外整理表

| | | | | | |
|-------------------------|----------|---|------------------|-----------------|-----|
| 市町名 | 南伊勢町 | 除外番号 | 02-01-01 | 現況(除外前) 用途区分 | 農用地 |
| 除外面積(㎡) | 2,027.00 | 適用条項 | 法10条3項非該当_近代化困難地 | | |
| 項目 | | 整理内容 | | | |
| (路線名、施設名または事業名 等を記載) | | (事業者との協議経過、着手(予定)年月日、完了 (予定)年月日等を記載) | | | |
| 土地改良法による換地処分 | | 土地改良法による換地処分 平成2年3月7日 | | | |
| | | <所有権に関する事項> 共有者全員持分全部移転 平成29年4月13日 原因 平成29年4月13日売買 所有者 度会郡南伊勢町 | | | |
| | | 創設非農地 | | | |

*別添1-2から1-5は参考様式であり、別途記載内容が整理できる一覧表等として差し支えない。